No.５

令和３年（１２月）

第４回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第８５号	専決処分の承認を求めることについて （令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第７号)）	財政課	１
第８９号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築審査課	１０
第９０号	熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例	保険年金課	１６
第９１号	熊谷市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	開発審査課	１７
第９２号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	保険年金課	１９
第９３号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市市民活動支援センター)	市民活動推進課	２０
第９４号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立老人憩の家荒川荘)	長寿いきがい課	２１
第９５号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立老人憩の家平戸荘)	長寿いきがい課	２２
第９６号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷運動公園)	公園緑地課	２３
第９７号	公の施設の指定管理者の指定について （妻沼運動公園等)	公園緑地課	２５
第９８号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立荻野吟子記念館)	社会教育課	２７
第９９号	市道路線の認定について	管理課	２８

議案第８５号

専決処分の承認を求めることについて

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第７号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第７号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年１１月１９日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第７号）

令和３年度熊谷市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，３４４，０２１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６９，０３４，３４９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和３年１１月１９日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		12,116,218	1,344,021	13,460,239
	2 国庫補助金	2,070,472	1,344,021	3,414,493
歳入合計		67,690,328	1,344,021	69,034,349

歳　　出

単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		30,547,370	1,344,021	31,891,391
	2 児童福祉費	12,122,974	1,344,021	13,466,995
歳出合計		67,690,328	1,344,021	69,034,349

1　総　括

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳　　入）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金	12,116,218	1,344,021	13,460,239
歳　　入　　合　　計	67,690,328	1,344,021	69,034,349

総　括

（歳　　出）　　単位　　千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3　民生費	30,547,370	1,344,021	31,891,391	1,344,021	0	0	0
歳　出　合　計	67,690,328	1,344,021	69,034,349	1,344,021	0	0	0

総　括

2　歳　入

第 15款 国庫支出金　　1,344,021

第　2項 国庫補助金　　1,344,021

単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 民生費国庫補助金	1,136,557	1,344,021	2,480,578	2 児童福祉費補助金	1,344,021	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費等補助金　（補助率　10/10） 1,344,021
計	2,070,472	1,344,021	3,414,493			

3　歳　出

第　3款 民生費　　1,344,021

第　2項 児童福祉費　　1,344,021

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	4,587,803	1,344,021	5,931,824	1,344,021	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬 1,782
									8 旅費	費用弁償 37
								○ 「ＳＴＯＰコロナ」子育て世帯臨時特別給付金給付事業	3 職員手当等	時間外勤務手当 1,872
									10 需用費	消耗品費 553
										印刷費 335
									11 役務費	郵便料 4,549
										情報通信費 117
										手数料 2,246
									12 委託料	プログラム作成委託料 2,530
									18 負担金、補助及び交付金	子育て世帯臨時特別給付金 1,330,000
計	12,122,974	1,344,021	13,466,995	1,344,021	0	0	0			

議案第８９号

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）の一部を次のように改正する。

別表第５５号の１０アを次のように改める。

ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成１１年法律第８１号)第６条の２第３項の確認書若しくは同条第４項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第６条第１項第１号に掲げる基準に適合しているものに限る。第５５号の１２アにおいて同じ。）又はこれらの写しが提出された場合

⑴　一戸建ての住宅

ⓘ　新築のもの　８，０００円

ⓘⓘ　増築又は改築のもの　１３，０００円

⑵　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第５５号の１３までにおいて同じ。）

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⓘ　床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が５００平方メートル以内のとき。

㋐　新築のもの　１７，０００円

㋑　増築又は改築のもの　２５，０００円

ⓘⓘ　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。

㋐　新築のもの　２８，０００円

㋑　増築又は改築のもの　４２，０００円

ⓘⓘⓘ　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平

方メートル以内のとき。

(ｱ)　新築のもの　５２，０００円

(ｲ)　増築又は改築のもの　７８，０００円

(ⅳ)　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。

(ｱ)　新築のもの　７８，０００円

(ｲ)　増築又は改築のもの　１１８，０００円

(ⅴ)　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。

(ｱ)　新築のもの　１１５，０００円

(ｲ)　増築又は改築のもの　１７３，０００円

(ⅵ)　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。

(ｱ)　新築のもの　１９９，０００円

(ｲ)　増築又は改築のもの　３００，０００円

(ⅶ)　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。

(ｱ)　新築のもの　２５７，０００円

(ｲ)　増築又は改築のもの　３８６，０００円

(ⅷ)　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。

(ｱ)　新築のもの　３００，０００円

(ｲ)　増築又は改築のもの　４５１，０００円

別表第５５号の１０イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウ(2)中「を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号ウを同号イとする。

別表第５５号の１１中「、イ(1)又はウ(1)」を「又はイ(1)」に、「、イ(2)(i)から(ⅷ)まで又はウ(2)(i)」を「又はイ(2)(i)」に改め、「（共同住宅

等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」を削る。

別表第５５号の１２アを次のように改める。

ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項の確認書若しくは同条第４項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

⑴　一戸建ての住宅

ⓘ　新築のもの　４，０００円

ⓘⓘ　増築又は改築のもの　６，５００円

⑵　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⓘ　床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が５００平方メートル以内のとき。

㋐　新築のもの　８，５００円

㋑　増築又は改築のもの　１２，５００円

ⓘⓘ　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。

㋐　新築のもの　１４，０００円

㋑　増築又は改築のもの　２１，０００円

ⓘⓘⓘ　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき。

㋐　新築のもの　２６，０００円

㋑　増築又は改築のもの　３９，０００円

ⓘⓥ　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。

㋐　新築のもの　３９，０００円

㋑　増築又は改築のもの　５９，０００円

(v)　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。

(ｱ)　新築のもの　５７，５００円

(ｲ)　増築又は改築のもの　８６，５００円

(vi)　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。

(ｱ)　新築のもの　９９，５００円

(ｲ)　増築又は改築のもの　１５０，０００円

(vii)　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。

(ｱ)　新築のもの　１２８，５００円

(ｲ)　増築又は改築のもの　１９３，０００円

(viii)　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。

(ｱ)　新築のもの　１５０，０００円

(ｲ)　増築又は改築のもの　２２５，５００円

別表第５５号の１２イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウ(2)中「を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号ウを同号イとする。

別表第５５号の１３中「、イ(1)又はウ(1)」を「又はイ(1)」に、「、イ(2)(i)から(viii)まで又はウ(2)(i)」を「又はイ(2)(i)」に改め、「（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」を削る。

別表第５５号の１５の次に次の１号を加える。

５５の１５の２	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率	１６０，０００円

	の特例許可の申請に対する審査	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年２月２０日から施行する。

（経過措置）

２　長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）第１条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成２０年法律第８７号)第６条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。)が提出された場合の申請に係る改正前の別表第５５号の１０から第５５号の１３までの規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の同表第５５号の１０ア⑵中「定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下「申請住戸数」という。）で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは､これを切り捨てた額)」とあるのは「定める額」と、同表第５５号の１１中「額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額))」とあるのは「額」と、同表第５５号の１２ア⑵中「定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とあるのは「定める額」と、同表第５５号の１３中「額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額))」とあるのは

「額」とする。

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請等に係る手数料の区分等の見直しを行うとともに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可に係る審査手数料を新たに徴収したいので、この案を提出するものであります。

議案第９０号

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険条例（平成１７年条例第１６０号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「４０万４千円」を「４０万８千円」に改め、同項ただし書中「１万６千円」を「１万２千円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第８条第１項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「健康保険法施行令」の一部改正等に伴い、出産育児一時金の額の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第９１号

熊谷市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市開発許可等の基準に関する条例(平成１７年条例第２１２号)の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「既存の集落」を「既存集落区域」に、「ものをいう」を「地域のうち、市長が指定した土地の区域をいう」に改める。

第３条の２第１項中「次に」を「政令第２９条の９に規定する基準のほか、次に」に改める。

第４条ただし書中「第８条第１項第２号ロからニまで」を「第２９条の９各号」に改め、「定められている土地の区域」の次に「における開発行為（第１号、第２号ア及びイ並びに第８号に係る開発行為に限る。)」を加え、同条第２号ア中「既存の集落に、」を「既存集落区域に」に、「以下同じ。）が」を「以下この号において同じ。）が」に、「以下同じ。）において」を「ウにおいて同じ。）において」に改め、同号イ中「既存の集落」を「既存集落区域」に改める。

第５条中「新設として」を「新設（以下この条において「建築物等の新築等」という。）として」に改め、同条ただし書中「第８条第１項第２号ロからニまで」を「第２９条の９各号」に改め、「定められている土地の区域」の次に「における建築物等の新築等（第１号、第２号（前条第２号ア及びイ並びに同条第８号に係る部分に限る。)及び第４号ウに係る建築物等の新築等に限る。)」を加え、同条第２号中「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設」を「建築物等の新築等」に改め、同条第４号中「、次の」を「次の」に改め、同号ウ中「既存の集落」を「既存集落区域」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に都市計画法(昭和４３年法律第１００号)第２９条第１項、第３５条の２第１項又は第４３条第１項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の熊谷市開発許可等の基準に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「都市計画法」等の一部改正に伴い、開発許可をすることができる開発行為等に関する基準の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第９２号

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）の一部を次のように改正する。

第５条中「２５，０００円」を「２６，０００円」に改める。

第８条中「１００分の１．４」を「１００分の１．７」に改める。

第９条中「１０，０００円」を「１２，５００円」に改める。

第２２条第１号ア中「１７，５００円」を「１８，２００円」に改め、同号ウ中「７，０００円」を「８，７５０円」に改め、同条第２号ア中「１２，５００円」を「１３，０００円」に改め、同号ウ中「５，０００円」を「６，２５０円」に改め、同条第３号ア中「５，０００円」を「５，２００円」に改め、同号ウ中「２，０００円」を「２，５００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

国民健康保険税の基礎課税額等に係る税率の改定を行うとともに、減額措置に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第９３号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市市民活動支援センター

２　指定管理者となる団体

熊谷市銀座一丁目５８番地　コミュニティサロン「キューノ」内

特定非営利活動法人　ＮＰＯくまがや

代表理事　森　田　俊　和

３　指定の期間

令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市市民活動支援センターの指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９４号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立老人憩の家荒川荘

２　指定管理者となる団体

熊谷市江南中央一丁目１番地

公益社団法人　熊谷市シルバー人材センター

理事長　藤　原　　清

３　指定の期間

令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立老人憩の家荒川荘の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９５号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立老人憩の家平戸荘

２　指定管理者となる団体

熊谷市平戸１４８番地３

熊谷市平戸自治会

会長　伊　藤　健　一

３　指定の期間

令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立老人憩の家平戸荘の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９６号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷運動公園

２　指定管理者となる団体

東京都中央区日本橋堀留町二丁目１番１号

シンコースポーツ・熊谷ハートフルグループ・ジョンソンコントロールズ共同事業体

代表団体　東京都中央区日本橋堀留町二丁目１番１号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役　石　崎　健　太

構成団体　熊谷市問屋町二丁目５番１３号

株式会社　サンワックス

代表取締役　野　原　治　人

構成団体　熊谷市中奈良３４５番地３

株式会社　森緑園

代表取締役　三　澤　　隆

構成団体　東京都渋谷区笹塚一丁目５０番１号

ジョンソンコントロールズ株式会社

代表取締役　吉　田　　浩

３　指定の期間

令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷運動公園の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９７号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

妻沼運動公園

妻沼東運動公園

利根川総合運動公園

別府沼公園

妻沼西第一公園

妻沼西第二公園

妻沼西第１緑地

妻沼西第２緑地

妻沼西第３緑地

妻沼西第４緑地

妻沼西第５緑地

２　指定管理者となる団体

さいたま市浦和区仲町一丁目１２番１号

日本環境マネジメント株式会社

代表取締役　片　山　安　茂

３　指定の期間

令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

妻沼運動公園等の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９８号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立荻野吟子記念館

２　指定管理者となる団体

熊谷市中央二丁目２７６番地

特定非営利活動法人　めぬまガイドボランティア阿うんの会

代表理事　増　田　哲　也

３　指定の期間

令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立荻野吟子記念館の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９９号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路等を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	市道　50876　号線	柿沼字前原８３９番７地先 柿沼字前原８３９番１０地先	
2	市道　70589　号線	石原字屋敷１２８２番２３地先 石原字屋敷１２８２番５地先	
3	市道　70590　号線	石原字屋敷１２８２番１３地先 石原字屋敷１２８２番１７地先	
4	市道　70591　号線	石原字甲町裏２０５８番８地先 石原字甲町裏２０５８番１５地先	
5	市道　江南7377　号線	野原字持橋ノ道上６７８番６地先 野原字持橋ノ道上６９０番１地先	